

猪名川町

# 子育て支援 ホームヘルパー派遣事業

産前・産後またはヤングケアラー等に該当する、  
家事が困難なご家庭にホームヘルパーを派遣します

## 【対象】

- 産前8週間頃～出産退院後12ヵ月以内にある母親または妊産婦
- ヤングケアラー等に該当するご家庭（※家庭児童相談員の面談必要）

## 【派遣時間】

1回あたり2時間以内  
（利用可能時間平日9時～17時）

## 【サービス内容】

- 家事援助
- 調理
  - 衣類の洗濯
  - 住居掃除
  - 生活必需品の買い物 など

## 【費用】

1回あたり500円  
（生活保護世帯・ヤングケアラー等に該当するご家庭は無料）

## 【派遣回数】 20回～（世帯の18歳未満の子どもの数により増加）

出生児の出生順位	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子
ごとの派遣回数	20回	25回	30回	35回	40回

子育て世帯の  
お手伝いを  
します！

## 【利用方法・注意事項】

利用を希望する場合は「**子育て支援ヘルパー派遣申込書**」を提出してください。  
ご出産前の利用申込みも可能です。こども課までお気軽にお問合せください。  
（裏面の「子育て支援ホームヘルパー派遣事業 利用の流れ」をご覧ください）

### ＜派遣ヘルパー決定後の注意事項＞

- ※ 派遣するヘルパーは、猪名川町シルバー人材センターの会員です。
- ※ 派遣日は必ずご在宅いただき、ヘルパーと家事支援の打ち合わせをします。
- ※ 派遣を急遽キャンセルされたい場合は、前日までの業務時間にシルバー人材センターに必ずご連絡ください。（連絡がなかった場合は派遣費用をお支払いいただきます）
- ※ 本事業の派遣期間終了後にヘルパー派遣を希望される場合は、シルバー人材センターの家事援助サービスをご利用いただくことができます。利用料金は、センターの設定する金額となりますので、詳しくは猪名川町シルバー人材センターまでご相談ください。

### 利用相談や申込みはこちら

- 猪名川町生活部こども課  
〒666-0292 猪名川町上野字北畑11-1  
電話：072-767-7477  
E-mail:kodomo@town.inagawa.lg.jp
- 子育て支援センター  
〒666-0243 猪名川町柏梨田字イクシ124-1  
電話：072-766-7811  
E-mail:child@town.inagawa.lg.jp  
（業務時間：平日 8:45～17:30）

### 利用計画やキャンセル等の連絡はこちら

猪名川町シルバー人材センター  
〒666-0233 猪名川町紫合字火燈山8  
TEL:072-766-8686  
E-mail:homehelper@inagawasjc.jp  
（業務時間 平日 8:45～17:30）

# 子育て支援ホームヘルパー派遣事業 利用の流れ



## 《1. 利用に関する相談【利用者 ⇒ こども課】》

産前8週間頃～出産退院後12ヵ月以内の家事が困難な家庭で、かつ、昼間に家事を行う人が他にいないときに、子育て支援ホームヘルパーを利用したい方は、サービス内容や利用方法等について猪名川町役場こども課へご相談ください。

ヤングケアラー等に該当するご家庭については、子育て支援センター（電話：766-7811）にご相談ください。家庭児童相談員の面談により必要と認められた方が対象となります。

## 《2. 利用申込み【利用者 ⇒ こども課】》

利用を希望される場合は、次の2点を猪名川町役場こども課へご提出ください。

- (1) 子育て支援ホームヘルパー派遣申込書
- (2) ヘルパー利用計画書

## 《3. 派遣承諾【こども課 ⇒ 利用者】》

こども課は、利用を希望している人の状況を確認したうえで事業実施の可否を決定し、利用者に『子育て支援ホームヘルパー派遣承諾通知書』を送付します。

## 《4. 面談・利用【シルバー人材センター ⇄ 利用者】》

- ① こども課は、利用者からの申込み・利用計画をもとに、本事業を委託している猪名川町シルバー人材センターへ連絡を入れます。  
※利用者の情報を、シルバー人材センターおよび派遣ヘルパーに提供します。
- ② 初回利用希望日までに、シルバー人材センターより利用者宅にコーディネーターが訪問し、サービス内容・利用計画等を確認し、派遣ヘルパーの調整をします。
- ③ 派遣日にヘルパー（シルバー人材センター会員）が利用者宅を訪問します。  
派遣日は必ずご在宅いただき、ヘルパーと家事支援の打ち合わせをします。

### 《利用計画時の注意事項》

※派遣希望日は、できる限り変更・キャンセルがないように計画してください。

※派遣ヘルパーの調整ができず、ご希望に添えない場合があります。

※派遣希望日の1週間前までに「利用計画書」をご提出ください。（メール・FAXでの提出可）

メールで提出する場合は、件名を「ヘルパー派遣（氏名）」としてください。

※利用計画書の提出を確認次第、電話またはメールにより受信確認の連絡を行いますが、提出日から翌開庁日中に連絡がない場合は、お手数ですがご連絡をお願いします。

### 利用計画書の提出先

- 初回の利用計画…こども課へ
- コーディネーター訪問面談後の利用計画…シルバー人材センターへ



## 《5. 利用料の請求・納付【こども課 ⇒ 利用者】》

子育て支援ホームヘルパー派遣の終了後、1ヵ月ごとに月の利用をまとめて、こども課から利用者へ請求書（納付書）を送ります。取扱金融機関等で納付書により利用料を納付してください。